

## <報道発表資料>

カテゴリー:

令和6年1月18日

### 不開示情報のマスキングが不完全な文書の情報開示について

秩父農林振興センターが情報公開請求に基づき開示した文書（電子ファイル）を、一定の操作をすることにより、不開示部分（マスキング部分）が閲覧可能な状態になることが判明しました。

#### 1 事故の概要

令和6年1月10日に、開示した文書（電子ファイル）を受領した方から、ファイル进行操作することで不開示部分（マスキング部分）の情報が読みとれてしまうとの通報がありました。

調査の結果、通報者に対し当該電子ファイルと同じ形式の電子ファイル文書を3回、また他の2名にも同じ文書を開示していたことが判明しました。

1月16日に、文書を開示した1名が既に自身のホームページ上で公開していたことが判明しました。

当初、情報の提供先が限定的であるため報道発表を行っていませんでしたが、ホームページ上での公開が判明したため報道発表するものです。

#### 2 個人情報の内容

個人情報の対象者10名

内訳 氏名、職業、電話番号、メールアドレス：1名  
氏名、住所、電話番号：1名  
氏名：3名  
氏名、所有森林地番：2名  
氏名、所属、役職：3名

#### 3 原因

文書加工・編集・共有ソフトにおいてマスキング処理を行いPDF形式に変換したもので、この方法で不開示処理は十分であるとの誤った認識で当該文書（電子ファイル）を提供したためです。

#### 4 対応

当該文書（電子ファイル）を提供した3名に謝罪し、不開示情報の流出防止について了解をいただいています。

なお、ホームページ上で当該文書（電子ファイル）を公開していた1名に対して、削除を依頼し、現在は削除済みであることを確認しています。

不開示情報とすべきであった10名に対して順次謝罪を行っています。

#### 5 再発防止策

開示文書（電子ファイル）は画像形式にするなど、不開示とすべきマスキング部分  
がいかなる操作等によっても閲覧できない処理を行います。

また、その処理が確実に行われたかどうか、複数の職員での確認を徹底します。